



# 島根県報

平成23年12月26日（月）  
号外第206号  
（毎週火・金曜日発行）  
<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

## 目 次

### 【条 例】

民法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例	（総 務 課）	5
職員の旅費に関する条例等の一部を改正する条例	（人 事 課）	7
議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する 条例	（   "    ）	12
島根県県税条例の一部を改正する条例	（税 務 課）	13
島根県中山間地域研究センター条例の一部を改正する条例	（地 域 政 策 課）	14
島根県営住宅条例の一部を改正する条例	（建 築 住 宅 課）	15
島根県手数料条例の一部を改正する条例	（   "    ）	16

## 公布された条例等のあらまし

### ◇民法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例（条例第34号）

#### 1 条例の概要

(1) 未成年後見人に法人を選任することができるようになったことに伴う次に掲げる条例の規定の整備

ア 島根県個人情報保護条例

イ 金属屑の取扱に関する条例

ウ 島根県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例

エ 島根県屋外広告物条例

(2) その他規定の整備

#### 2 施行期日

民法等の一部を改正する法律附則第1条本文の政令で定める日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行することとした。

### ◇職員の旅費に関する条例等の一部を改正する条例（条例第35号）

#### 1 条例の概要

(1) 職員の旅費に関する条例の一部改正

ア 旅行命令等及び旅費の請求の手續を電磁的方法をもって行うことができることとした。（第4条・第13条関係）

イ 日当を廃止することとした。（第6条第1項・第18条・第23条関係）

ウ 自家用自動車を使用して旅行した場合以外の場合における車賃の額は、原則として実費額によることとした。（第6条第5項・第17条関係）

エ 宿泊料の額は、一定の額の範囲内の実費額によることとした。（第6条第6項・第19条関係）

オ 移転料の額は、旧居住地から新居住地までの路程に応じた額によることとした。（第21条・第23条関係）

カ 旅行雑費の額は、公務上の必要等により旅行者が負担する費用で知事が定める額とすることとした。（第6条第11項・第24条関係）

キ その他規定の整備

(2) 特別職の職員の給与等に関する条例の一部改正

(1)のイ及びエに同じ。（第4条・第2号表関係）

(3) 非常勤の職員等の報酬及び費用弁償支給条例の一部改正

ア 非常勤の職員のうち、勤務実態等が一般職の職員と同等と認められる職員として知事が別に定めるものに対する費用弁償の種類及び額については、一般職の職員に対する旅費支給の例によることとした。（第9条関係）

イ その他規定の整備

(4) 参考人等に対する費用弁償等支給条例の一部改正

ア 参考人等に対する費用弁償の額は、非常勤の職員のうち(3)のアの知事が別に定めるものを除くものに支給する額に相当する額とすることとした。（第2条第1項関係）

イ 参考人等に対する費用弁償の支給方法は、非常勤の職員のうち(3)のアの知事が別に定めるものを除くものの例によることとした。（第2条第2項関係）

ウ その他規定の整備

(5) 市町村立学校職員の旅費に関する条例の一部改正

(1)に伴う規定の整理

#### 2 施行期日

平成24年1月1日から施行することとした。

◇議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例（条例第36号）

1 条例の概要

引用する条項の整理

2 施行期日

公布の日及び平成24年4月1日から施行することとした。

◇島根県県税条例の一部を改正する条例（条例第37号）

1 条例の概要

(1) 自動車取得税の非課税の対象となる一般乗合用のバスに係る路線は、地域住民の生活上必要なバス路線の維持のために知事が交付する補助を受けて運行する路線であって規則で定めるものとする。こととした。（附則第24項関係）

(2) 障害者自立支援法の改正に伴う引用する条項の整理

2 施行期日

1の(1)については公布の日から、1の(2)については公布の日及び平成24年4月1日から施行することとした。

◇島根県中山間地域研究センター条例の一部を改正する条例（条例第38号）

1 条例の概要

知事が定めることとされる研修用実験実習設備の使用料の上限額の改定（別表第1関係）

改 正 前		改 正 後	
1時間につき	1,000円	1時間につき	2,560円

2 施行期日

公布の日から施行することとした。

◇島根県営住宅条例の一部を改正する条例（条例第39号）

1 条例の概要

県営住宅の設置を定めた別表に次の団地を加えることとした。（別表関係）

団地の名称	所在地
東高浜団地	江津市

2 施行期日

規則で定める日から施行することとした。

◇島根県手数料条例の一部を改正する条例（条例第40号）

1 条例の概要

(1) 二級建築士及び木造建築士の免許証を顔写真入り携帯用免許証に変更することに伴う免許に係る手数料の額の改定（別表60の項第1号関係）

改 正 前	改 正 後
18,000円	19,200円

(2) 二級建築士及び木造建築士の免許証の書換え交付及び再交付に係る手数料の新設（別表60の項第2号関係）

手数料を納めなければならない者	手数料の額
免許証の書換え交付又は再交付を受けようとする者	5,900円

- (3) 二級建築士及び木造建築士の免許の登録等の事務を指定登録機関が行う場合にあつては、当該事務に係る手数料を指定登録機関に納付しなければならないこととした。(第3条第1項第11号関係)
- (4) 一級建築士事務所、二級建築士事務所及び木造建築士事務所の登録等の事務を指定事務所登録機関が行う場合にあつては、当該事務に係る手数料を指定事務所登録機関に納付しなければならないこととした。(第3条第1項第13号関係)
- (5) その他規定の整備

## 2 施行期日

平成24年4月1日から施行することとした。

民法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例をここに公布する。

平成 23 年 12 月 26 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

### 島根県条例第 34 号

民法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

(島根県個人情報保護条例の一部改正)

第 1 条 島根県個人情報保護条例(平成14年島根県条例第 7 号)の一部を次のように改正する。

第12条第 1 項第 1 号、第25条第 1 項第 1 号及び第30条第 1 項第 1 号中「住所」の次に「(法定代理人が法人である場合にあっては、その名称又は商号及び主たる事務所又は本店の所在地並びにその代表者の氏名)」を加える。

(金属屑の取扱に関する条例の一部改正)

第 2 条 金属屑の取扱に関する条例(昭和32年島根県条例第27号)の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 項第 4 号中「生年月日」の次に「(法人にあっては、その名称、主たる事務所の所在地並びにその代表者の住所及び氏名)」を加える。

(島根県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例の一部改正)

第 3 条 島根県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例(昭和60年島根県条例第 39号)の一部を次のように改正する。

第 5 条第 1 項第 5 号中「能力」を「行為能力」に改め、「前各号」の次に「又は次号」を加え、同項第 6 号中「者で」を「者が」に改める。

(島根県屋外広告物条例の一部改正)

第 4 条 島根県屋外広告物条例(昭和49年島根県条例第21号)の一部を次のように改正する。

第18条の 2 第 1 項第 4 号中「住所」の次に「(法定代理人が法人である場合においては、その商号又は名称、住所及びその代表者の氏名並びにその役員の氏名)」を加える。

第18条の 4 第 1 項第 5 号中「前各号」の次に「又は次号」を加える。

附 則

この条例は、民法等の一部を改正する法律（平成23年法律第61号）附則第 1 条本文の政令で定める日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行する。

職員の旅費に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 23 年 12 月 26 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

### 島根県条例第 35 号

職員の旅費に関する条例等の一部を改正する条例

(職員の旅費に関する条例の一部改正)

第 1 条 職員の旅費に関する条例（昭和 27 年島根県条例第 11 号）の一部を次のように改正する。

目次中「第 32 条」を「第 33 条」に改める。

第 2 条第 1 項第 5 号中「以下」を「次号において」に改め、同項に次の 2 号を加える。

(7) 電磁的記録 電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。

(8) 電磁的方法 電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法をいう。

第 2 条第 2 項を削る。

第 4 条第 4 項中「以下」を「当該旅行命令簿又は旅行依頼簿に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。以下この条において」に、「を記載し」を「の記載又は記録をし」に改め、同条第 5 項中「を記載し」を「の記載又は記録をし」に改め、同条第 6 項中「及び様式」を「又は記録事項、様式その他必要な事項」に改め、同項を同条第 7 項とし、同条第 5 項の次に次の 1 項を加える。

6 旅行命令簿等が電磁的記録で作成されているときは、電磁的方法をもって提示することができる。

第 6 条第 1 項中「、日当」を削り、同条第 4 項中「旅客運賃」を「旅客運賃等」に改め、同条第 5 項中「ついて、」の次に「実費額又は」を加え、「又は実費額」を削り、同条第 6 項を削り、同条第 7 項中「旅行中の夜数に応じ 1 夜当たりの定額」を「実費額」に改め、同項を同条第 6 項とし、同条第 8 項から

第11項までを1項ずつ繰り上げ、同条第12項中「定額」の次に「又は実費額」を加え、同項を同条第11項とする。

第9条を次のように改める。

#### 第9条 削除

第10条中「居住又は」及び「居住地又は」を削る。

第11条を次のように改める。

#### 第11条 削除

第13条第1項中「受ける旅行者」を「受けた旅行者」に、「する者は」を「するものは」に改め、「請求書」の次に「(当該請求書に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。以下この条において同じ。)」を、「以下」の次に「この条において」を加え、同条第4項中「記載事項」の次に「又は記録事項」を加え、同項を同条第6項とし、同条第3項の次に次の2項を加える。

4 第1項の請求書又は必要な添付書類が電磁的記録で作成されているときは、電磁的方法をもって提出することができる。

5 前項の規定により請求書又は必要な添付書類の提出が電磁的方法により行われたときは、支払担当者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該請求書又は必要な添付書類を提出したものとみなす。

第16条中「旅客運賃」を「旅客運賃等」に改める。

第17条第1項中「1キロメートルにつき37円とする」を「実費額による」に改め、同項ただし書中「定額の車賃で旅行の実費を支弁する」を「実費額による」に、「実費額による」を「1キロメートルにつき37円とする」に改め、同条第2項中「。以下同じ」を削り、同条第3項中「車賃」を「第1項ただし書及び前項の車賃」に改める。

第18条を次のように改める。

#### 第18条 削除

第19条第1項中「による」を「の範囲内の実費額による」に改める。

第21条第1項第1号中「旧在勤地」を「旧居住地」に、「新在勤地」を「新

居住地」に改める。

第22条中「第18条第1項に規定する日当定額の5日分及び」を「11,000円に」に、「第19条第1項」を「第19条第1項各号」に、「宿泊料定額」を「額」に改め、「相当する額」の次に「を加えた額」を加える。

第23条第1項第1号中「赴任の際」を「第21条第1項第1号又は第3号の規定に該当する場合において、」に、「を旧在勤地」を「の旧居住地」に、「新在勤地」を「新居住地」に、「随伴する場合には」を「の旅行について」に改め、同号ア及びウ中「日当、」を削り、同項第2号を削り、同項第3号中「第1号ア」を「前号ア」に改め、「日当、」を削り、同号を同項第2号とする。

第24条第1項中「1日につき1,000円以内で」を「公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により旅行者が負担する費用で」に改め、同条中第2項を削り、第3項を第2項とする。

第25条及び第26条を次のように改める。

第25条及び第26条 削除

第28条第1項第2号中「新在勤地」を「新居住地」に改め、同条第2項中「第2条第1項第6号」を「第2条第6号」に改める。

(特別職の職員の給与等に関する条例の一部改正)

第2条 特別職の職員の給与等に関する条例（昭和23年島根県条例第88号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「給与条例第3条第1項第1号の行政職給料表の9級の職務にある職員」を「県職員」に改め、同条第3項中「日当、宿泊料及び食卓料は、第2号表の定額」を「宿泊料は第2号表に定める額の範囲内の実費額により、食卓料は同表に定める額」に改める。

第2号表中	日 当	を削る。
	(1日につき)	
	3,000円	
	2,600円	

(非常勤の職員等の報酬及び費用弁償支給条例の一部改正)

第 3 条 非常勤の職員等の報酬及び費用弁償支給条例（昭和27年島根県条例第38号）の一部を次のように改正する。

第 8 条第 3 項中「旅客運賃」を「旅客運賃等」に改め、同条第 4 項中「（任命権者の定めるところにより承認を受けた自家用自動車に限る。）」を削る。

第 9 条を第10条とし、第 8 条の次に次の 1 条を加える。

第 9 条 前 2 条の規定にかかわらず、第 1 条第 3 号に掲げる者のうち、勤務実態等が一般職の職員と同等と認められる職員として知事が別に定めるものに対する費用弁償の種類及び額については、一般職の職員に対する旅費支給の例による。

(参考人等に対する費用弁償等支給条例の一部改正)

第 4 条 参考人等に対する費用弁償等支給条例（昭和32年島根県条例第 4 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「旅費又は」を削る。

第 2 条第 1 項中「旅費又は」を削り、「職員の給与に関する条例（昭和26年島根県条例第 1 号）第 3 条第 1 項第 1 号の行政職給料表の 6 級の職務にある職員に支給する旅費」を「非常勤の職員等の報酬及び費用弁償支給条例（昭和27年島根県条例第38号。以下この条において「非常勤条例」という。）第 1 条第 3 号に掲げる者（非常勤条例第 9 条に規定する知事が別に定める職員を除く。）に支給する費用弁償」に改め、「同表の 9 級の職務にある職員又は」を削り、同条第 2 項中「旅費又は」を削り、「県職員の旅費支給」を「非常勤条例第 7 条、第 8 条及び第10条の規定」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成24年 1 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の職員の旅費に関する条例、特別職の職員の給与等に関する条例、非常勤の職員等の報酬及び費用弁償支給条例及び参考人等に対す

る費用弁償等支給条例の規定は、この条例の施行の日以後に出発する旅行から適用し、同日前に出発した旅行については、なお従前の例による。

(市町村立学校職員の旅費に関する条例の一部改正)

- 3 市町村立学校職員の旅費に関する条例（昭和27年島根県条例第29号）の一部を次のように改正する。

第3条中「ほか、職員の旅費に関する条例第26条第3号中「職員のための県営宿舎に居住すること、又はこれを明け渡すことを命ぜられ」とあるのは「学校運営の必要により住所、又は居所を指定され」と読み替える」を削る。

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 23 年 12 月 26 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

### 島根県条例第 36 号

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例

第 1 条 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（昭和42年島根県条例第35号）の一部を次のように改正する。

第11条の2第2号中「第5条第12項」を「第5条第13項」に、「同条第6項」を「同条第7項」に改める。

第 2 条 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を次のように改正する。

第11条の2第2号中「第5条第13項」を「第5条第12項」に改める。

#### 附 則

この条例中第 1 条の規定は公布の日から、第 2 条の規定は平成24年 4 月 1 日から施行する。

島根県県税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 23 年 12 月 26 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

## 島根県条例第 37 号

島根県県税条例の一部を改正する条例

第 1 条 島根県県税条例（昭和51年島根県条例第10号）の一部を次のように改正する。

第46条第 9 号中「第 5 条第 6 項」を「第 5 条第 7 項」に、「同条第13項」を「同条第14項」に、「同条第14項」を「同条第15項」に、「同条第15項」を「同条第16項」に、「同条第21項」を「同条第22項」に改める。

附則に次の 1 項を加える。

（法附則第12条の 2 の 2 第 1 項に規定する条例で定める路線）

24 法附則第12条の 2 の 2 第 1 項に規定する条例で定める路線は、地域住民の生活上必要なバス路線の維持のために知事が交付する補助を受けて運行する路線であって規則で定めるものとする。

第 2 条 島根県県税条例の一部を次のように改正する。

第46条第 9 号中「同条第14項」を「同条第13項」に、「同条第15項」を「同条第14項」に、「同条第16項」を「同条第15項」に、「同条第22項」を「同条第26項」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例中第 1 条の規定は公布の日から、第 2 条の規定は平成24年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 第 1 条の規定による改正後の島根県県税条例附則第24項の規定は、平成23年 7 月 1 日以後の自動車の取得に対して課すべき自動車取得税について適用する。

島根県中山間地域研究センター条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 23 年 12 月 26 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

### 島根県条例第 38 号

島根県中山間地域研究センター条例の一部を改正する条例

島根県中山間地域研究センター条例（平成14年島根県条例第61号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 の 3 の表研修用実験実習設備の項中「1,000円」を「2,560円」に改める。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

島根県営住宅条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 23 年 12 月 26 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

**島根県条例第 39 号**

島根県営住宅条例の一部を改正する条例

島根県営住宅条例（昭和34年島根県条例第49号）の一部を次のように改正する。

別表中「江津中央団地」を 「江津中央団地  
東高浜団地」 に改める。

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。

島根県手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 23 年 12 月 26 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

## 島根県条例第 40 号

島根県手数料条例の一部を改正する条例

島根県手数料条例（平成12年島根県条例第 5 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 項中「、次の各号に掲げる手数料は、それぞれ当該各号に掲げる」を「次の各号に掲げる手数料に係る事務をそれぞれ当該各号に掲げる指定試験機関等が行う場合にあつては、当該各号に掲げる手数料をそれぞれ当該各号に掲げる」に改め、同項中第12号を第14号とし、同項第11号中「別表60の項第 2 号」を「別表60の項第 3 号」に、「（昭和25年法律第202号）第15条の 6」を「第15条の 6 第 1 項」に改め、同号を同項第12号とし、同号の次に次の 1 号を加える。

- (13) 別表60の項第 4 号の一級建築士事務所、二級建築士事務所又は木造建築士事務所の登録及び同項第 5 号の一級建築士事務所、二級建築士事務所又は木造建築士事務所の登録を受けていることの証明に係る手数料 建築士法第26条の 3 第 1 項に規定する指定事務所登録機関

第 3 条第 1 項第10号の次に次の 1 号を加える。

- (11) 別表60の項第 1 号の二級建築士又は木造建築士の免許及び同項第 2 号の二級建築士免許証又は木造建築士免許証の書換え交付又は再交付に係る手数料 建築士法（昭和25年法律第202号）第10条の20第 1 項に規定する指定登録機関

別表60の項第 1 号中「18,000円」を「19,200円」に改め、同項中第 4 号を第 5 号とし、第 3 号を第 4 号とし、第 2 号を第 3 号とし、第 1 号の次に次の 1 号を加える。

(2) 法第 5 条第 2 項の規定に基づく二級建築士免許証又は木造建築士免許証の書換え交付又は再交付を受けようとする者	5,900円
--------------------------------------------------------------	--------

附 則

この条例は、平成24年 4 月 1 日から施行する。